

令和五年六月十六日提出
質問第一二二二号

特別児童扶養手当の所得制限撤廃に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

特別児童扶養手当の所得制限撤廃に関する質問主意書

令和五年六月十三日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、児童手当の所得制限を撤廃することが盛り込まれた。しかし、二十歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される特別児童扶養手当については、所得制限が残されたままである。

そこで以下質問する。

- 一 特別児童扶養手当制度が設けられている趣旨を明らかにされたい。
- 二 特別児童扶養手当に所得制限が設けられている理由は何か。
- 三 政府は、二十歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等において、特別児童扶養手当の所得制限を撤廃すべきであるとの意見が多数あることを承知しているか。
- 四 現在、特別児童扶養手当の所得制限を撤廃していない理由を明らかにされたい。
- 五 特別児童扶養手当の所得制限に関しても、児童手当の所得制限撤廃との整合性をとるべきであるとの意見に対する政府の見解を問う。

六 今後、政府において特別児童扶養手当の所得制限撤廃に向けた検討を開始する予定はあるか。

右質問する。